

十九	八	七	六	五	四	三	二	一	条件等を次の一とおり告示する。	○財務省令第三百四十三号
発行価格	発行単位	振替額面金	最低額面金	払込金額	発行方法	用法	振替の法律項及び根柢の適法	発行名稱及び記	平成二十二年九月七日付利付国庫債券(十年)(第三百一十号)第六条第十一項の規定に基づき、	國債の發行等に關する省令(昭和五十七年大蔵省告示第三百四十三号)
錢額平す額の振面成るの記替金二。整載法額十數又の倍は規の記定金録に額はよに、るよ最振る低替も額口の面座と金簿	五百五百五額い募振の以律社條九特回万五九十面に集替適下へ平債第年別円十十万金よ取機用「振成株式等の振替に關する法律第二十三号」(第三百一十号)第六条第十一項の規定に基づき、	財務大臣 藤井 裕久	利付国庫債券(十年)(第三百一十号)第六条第十一項の規定に基づき、							

の 経 利
払 過
込 利
み 子 率

(+) 年

るす出額 一
。るしに各
期た加募 五
日金え集 ぱ
に額、取
払を次扱
い第機セ
込十算セ
む八式ト
も号に、
のによ払
と規り込
す定算金

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{1.5}{100} \times \frac{79}{365}$$

(+)

規下は払し払平
定、期た期成る税人にの法す国をかのれ中れに
す次そが金と二こ率が当算入る債乗ら算るのる係發
る号の銀額し十とを適該式で者をじた當式も口もる行時
期及翌行を、一が乗用非にあが発金ににと得
日び営休支次年でじを居よる非行金によつ記し税
に第業業払の十きた受住り場居時額額りつ記し税
つ十日日う算二る金け者算に住にたに算て載てが
い五にに。式月。額て号支当たに二)る又出は者おだ百出は又振源
同に払ただよ十を所はし、又いし分し、は替泉そ
じおうるしり日控得外た前はて、のた前記口徵の
。いへと、算を除税國金記外取当二金記録座収利
て以き支出支すの法額(+)国得該十額(+)さ簿さ子

初期利子

十
八
七
六
五

払
込
期
所
日
支
元
利
金
金
額
限
償
還
期
期
子
以

額面金額 $\times \frac{1.5}{100} \times \frac{1}{2}$

平 日 額 平 る い 日 毎
成 本 面 成 利 て を 年
二 銀 金 三 子 、 支 六
十 行 額 十 を そ 払 月
一 百 一 支 の 期 二
年 円 年 払 日 と 十
九 に 六 う 以 し 日
月 つ 月 。 前 、 及
七 き 二 六 各 び
日 百 十 月 支 十
円 日 間 払 二
に 期 月
属 に 二
す お 十